

Title	公共政策と価値判断
Sub Title	Public policy and value judgement
Author	鈴木, 守
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1975
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.68, No.3 (1975. 3) ,p.182(64)- 192(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19750301-0064
Abstract	
Notes	気賀健三教授退任記念特集号 第I部 経済政策の理論
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19750301-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共政策と価値判断

鈴木 守

1. はじめに

正統的な経済政策論では、事実判断と価値判断とを峻別し、価値判断すなわち目的が与えられた場合にどのような手段が適当かを明らかにすることが、経済政策の主要な任務とされてきた。科学的認識の客観性のためには、事実判断の中に価値判断を持ち込むことを厳に戒めなくてはならないし、また冷徹な事実と合理的な認識だけで人間の行動を軽々しく評価することも、時として人格の尊厳を傷つける。M. ウェーバーが事実判断と価値判断とを峻別すべきことを解いたのはそのためにはかならない。とはいえ、彼が正しく指摘するとおり、目的が与えられたときに適切な手段を選ぶことは、たんに因果関係の裏返しにすぎず、何ら政策論の客観性を損うものではないし、そのような手段が他にいかなる結果をもたらすかを明らかにすることも、さらにまた、選ばれた目的が形式論理上矛盾のないものかどうか、それがどのような究極の価値基準にもとづき、どのような意味をもつかを内省させることも、思弁の領域に踏み込むことなく、客観的な政策論として十分可能⁽¹⁾なはずである。

経済政策論の方法に関するこのような理解は、爾来、マルクス経済学者を別にすれば、多くの経済学者によってほぼそのまま継承されてきた、と言ってよいであろう。もちろん、G. ミュルダールのように、政策手段の適合性はもとより、科学的認識もまた価値前提によって制約を受けているとして、経済学を形而上学に終らせることなく、しかも意味のある政策論を導くには、その価値前提を具体的かつ明示的に定式化し、それらを価値判断と関連づける必要のあることを強調する理解⁽²⁾もあるが、それとてもウェーバーの立場を大きく踏みはずすものではない。

しかしながら、一般にはウェーバーの忠実な後継者に教えられている L. ロビンズの主張は、私には、1つの重要な問題を残しているように思われる。それは、彼が限界効用逓減の法則の背後に

注(1) M. ウェーバー (富永祐治, 立野保男訳) 『社会科学方法論』(岩波文庫) pp. 12~17.

(2) G. ミュルダール (山田雄三, 佐藤隆三訳) 『経済学説と政治的要素』第8章。

潜む価値判断の問題を的確に指摘しながら、経済問題の稀少性定義に含まれている価値判断を無視している点である。⁽³⁾ 言い換えれば、所得分配の公平にかかわる価値判断はこれを厳しく排除しながら、資源配分の効率については、特別の断りなしに経済分析の対象に持ち込んでいる、という点である。もちろん、経済問題を論じようとするかぎり効率性の追求は当然の要請であって、いまさらその是非を論ずる意味が乏しいことは確かであるが、しかし、だからと言って、効率性の追求が価値判断と無関係だということにはならない。分配の公平を犠牲にしても効率を追求すべしという価値判断がありうるのと同様に、効率を犠牲にしても公平や自由や愛情のために、という価値判断も十分支持されるはずだからである。

ロビンズ以来の厚生経済学は、効率と公平とを截然と区別しながら、効率性の追求という経済問題にとっては自明の価値判断だけに問題を限定して、経験科学としての経済学が答えるものが何であるかを精力的に探究してきた。しかし、理論の精緻化が進めば進むほど、そこでの議論は政策論としての実践的意義を離れて、ますます空虚なものになっていったように思われる。とりわけ、R. H. コーズによって、分配に関する価値判断が明示されないかぎり効率的な資源配分のあり方も一義的には決まらない場合のあることが明らかにされるに及んで、⁽⁴⁾ 効率と公平の単純な二分法にもとづく政策論は、理論的にもその意義を失っていったと言えよう。したがって経済政策論自体も、価値判断の扱いをめぐる、あらためてその存立基盤が問い直されている、と言っても必ずしも過言ではない。

以下の小論は、伝統的な財政学と上述のような流れを汲む厚生経済学とを母体にして誕生した公共経済学 (public economics) のうち、特に実践的な分野を広く公共政策 (public policy) と名づけるとして、そこにおいて価値判断がどのような位置づけを得るかを考察したものである。

2. 公共政策の領域

公共経済学をどのように規定するかについては、まだ定説があるわけではない。しかし、それが政府の経済活動分野すなわち公的部門 (public sector) に関連する経済問題を主要な研究課題とする、という点については、さしたる異論はみられないように思われる。もちろん青木昌彦助教授のように、それでは狭きに過ぎるとして、公共経済学を「完全競争的な価格メカニズムではカバーしえないような経済環境における資源配分様式の研究」⁽⁵⁾ と規定する有力な意見もあるが、この定義によっても、市場機構では解決できない問題を扱うとされている以上、当然政府の介入は不可欠であるし、

注(3) L. ロビンズ (辻六兵衛訳) 『経済学の本質と意義』 pp. 204~14.

(4) R. H. Coase, "The Problem of Social Cost".

(5) 青木昌彦「公共経済学の課題」。

さらにまた、公共経済学の課題を資源配分の問題に限ることは、上述の意味でいささか狭きに失するように思われる。そのような意味での公共経済学に対応する政策分野を公共政策と呼び、その輪郭を明らかにするために、以下ではまずもって、現代の資本主義経済において政府（主として中央政府）に課されている経済的役割と、その論拠とを整理しておきたい。

政府の経済的役割の中で最も古典的なものは、公共財の供給である。A. スミスが『国富論』（1776年）の中で、主権者のなすべき義務として、(i)社会を他の社会の暴力や侵略から保護すること、(ii)社会のすべての成員を他の成員の不正や抑圧から保護すること、(iii)ある種の公共事業と公共施設を建設し維持すること、の3つを挙げていることは、あまねく知られているところであるが、それらはいずれも公共財の供給にほかならない。排除原則 (exclusion principle) が働かず、市場を通じては供給することのできないこのような公共財については、もし人々がそれを必要とするならば、租税や国債で国民にその負担を強いても、政府が責任をもって供給に当るほかはない。公共財は、したがって、市場の欠如の問題である。

今日の政府に課されている第2の経済的役割は、所得と富の再分配である。市場機構に委ねても、各生産要素の限界生産力に応じた所得分配は達成されるのであるが、そもそも人々の資産や能力に差異がある以上、市場を通じて生み出される世帯単位の所得分配が、そのまま公平なものとして是認されるという保証は何もない。現実には、資本主義経済における所得分配機能は、資産もなく、老齢疾病等のために稼得能力にも欠ける世帯に対して、極めて苛酷な犠牲を強いてきた。J. S. ミルが『経済学原理』（1848年）において、救貧法の実施を政府の重要な役割に数えているのも、⁽⁶⁾ けだし当然のこととすべきであろう。にもかかわらず、厚生経済学で言うパレート最適 (Pareto optimum) はそのような所得や富の分配を認めた上ではじめて定義されるのであって、その意味で、所得や富の再分配は、パレート最適もしくは完全競争の彼岸の問題である。

第3に、市場メカニズムの不備を補う、という役割を挙げなくてはならない。数ある市場の不備の中で特に重要なものは、K. マルクスが鋭く見抜いていたとおり、独占的な大企業の出現に端的に示されている。もちろんそれは、たんに利潤動機によるのみならず、資源の不可分性（大規模生産の利益）、資源の移動性の欠如、情報の不備や不確実性の存在、さらに雇用制度や特許制度といった制度上の理由にもよることに注意が必要である。このような意味での市場の不備が資源のミス・アロケーションを伴い、しかもその多くが個々の経済活動にとっては与件とされるものである以上、そうした不備や障害をできるだけ取り除き、事実上有効な競争 (workable competition) を創り出すことが、政府にとっての基本的な責務となる。同様に、現行の市場制度のもとでは十分な成果を期待できない長期的資源配分や地域的資源配分の効率化に手を貸すことも、この意味での政府の役割の重要な一環である。

注(6) J. S. ミル (末永茂喜訳) 『経済学原理 (V)』(岩波文庫) pp. 332~38.

久しく資本主義経済における不治の病とされてきた周期的恐慌と失業の発生は、J. M. ケインズの『一般理論』(1936年)の出現によって、治療可能な経済的疾患の1つにすぎないことが明らかになった。とはいえ、市場における個々の経済主体の自発的な活動だけに委ねておくかぎり、不況の際には消費や投資が極度に抑えられる一方、好況の際には過大な支出が行なわれて、景気変動が深刻化することは避けがたい。ここに、有効需要の調整のために政府が乗り出さなければならない基本的な理由が認められる。しかも有効需要の調整は、完全雇用の維持、景気や物価の安定にとって必要不可欠であるのみならず、均衡のとれた経済成長の促進にとっても有力な政策手段たりうることを付け加えておくべきであろう。

5番目の政府の経済的役割として、市場の内在的欠陥の是正をあげなくてはならない。元来、市場の欠陥 (market failure) という言葉は、市場の欠如すなわち公共財の問題などをも含む概念として、F. M. ベイターによって用いられたものであるが、ここでは、費用逡減産業ならびに外部効果⁽⁷⁾に典型的な市場機構の内在的欠陥を意味するものとする。すでに、H. ホテリング⁽⁸⁾やJ. E. ミード⁽⁹⁾によって十分明らかにされているとおり、費用逡減産業も、外部効果を伴う経済活動も、通常、市場機構の中で営まれているにもかかわらず、私的な限界原理に従って経済活動が行なわれるかぎり、たとえ市場機構が完全に作動したとしても、パレート最適の達成は原理的に不可能である。したがって、租税・補助金によるにせよ、平均費用原理や規制政策によるにせよ、政府による何らかの政策的介入が不可欠であるが、早い時期に、この意味での政府の役割を正しく位置づけたのは、W. J. ポーモルの『厚生経済学と国家の理論』(初版、1952年)である。

最後に、熊谷尚夫教授の『経済政策原理』(1964年)に従って、経済活動の枠組み (framework) の整備を6番目の政府の仕事に数えたい。もっとも、一般に経済活動の枠組みと言う場合には司法制度、金融制度、運輸通信制度などをさすことが多いが、それらは基本的には公共財の供給と考えることができる。したがって、ここで強調したい点は、そのような制度的な枠組みではなく、消費者主権と利潤動機によって市場の中で達成される成果とは別の価値基準によって、市場における経済活動そのものに、ある種の制約を課することにほかならない。われわれの福祉が、経済的な効率(所得の増大)や市場の中で実現する公平だけに依存するわけではない以上、それとは別個の価値基準にもとづいて、すなわち人道上、健康上あるいは自然保護上の配慮から、経済活動そのものを規制することも、政府の当然の責務と言うべきであろう。労働基準法や公害基本法はその具体的な一例である。

今日の資本主義経済における政府の経済的役割は、およそ以上の6点に要約することができるで

注(7) F. M. Bator, "The Anatomy of Market Failure".

(8) H. Hotelling, "The General Welfare in relation to Problem of Taxation and of Railway and Utility Rates".

(9) J. E. Mead, "External Economies and Diseconomies in a Competitive Situation".

あろう。しかも、それらを政府の課題たらしめた代表的な著作が示すとおり、政府の経済的役割も時代とともにその範囲を拡げ、重要性を増してきたと言ってよいのであるが、次に、そうした公的部門の経済政策を研究課題とする公共政策が、伝統的な経済政策や財政政策とどのように異なるかを明らかにしておく必要がある。

まず財政政策との関係について一言すれば、本来財政学が政府の収入と支出を通じてなされる経済活動の分析に主眼を置いている以上、上述の政府の経済的役割の中でも、公共財の供給、所得や富の再分配、有効需要の調整は明らかに財政政策の課題であるが、他は別個の政策論の範疇に入ると言うべきである。他方、一般に経済政策と言う場合には、上で列挙したもの他に、中央銀行によって行なわれる金融政策という極めて重要な分野が含まれる。また、市場の不備を正すために政府によってなされる各種の政策はもちろん公共政策であるが、市場メカニズムを利用して行なわれる国債管理政策や為替政策、あるいは農作物の価格安定化政策などは、ここで言う公共政策には含まれない。公共部門の特質が、市場における互恵的な経済関係とは異なって、国家権力を背景に行なわれる強制的かつ一方的な経済関係にあるとするならば、公共政策もまた当然そのような特質をもつものと理解すべきだからである。

このように、公共政策は国家権力を背景に遂行されるという特質をもつために、その政策手段は、租税・補助金(所得移転)にせよ、規制や認可にせよ、あるいは新しい制度を形成するにせよ、他の経済政策の場合に比してはるかに強力である。そして政策目的についても、効率や公平にとどまらず、生命や健康、良好な環境や自由といった諸価値が積極的に取り上げられる一方、国家権力によってもなお達成されるべき価値、という重要な条件が付加されなければならない。この問題については、次節以下でさらに立ち入って検討する。

かくして、公共部門の政策論を取り扱う公共政策は、その政策主体や領域についてはもとより、政策目的や政策手段についても、他の経済政策とは異なった独自の特徴をもつものと私は理解したい。

3. 国家権力の論理的基礎

以上の議論で明らかとなっており、公共政策にとって基本的な特質は、それが国家権力によって強制的かつ一方的に遂行される、という点に求められる。したがって、そのような公共政策が一般に是認されるためには、そもそも国家権力に対する倫理的な支持がなければならないはずである。国家権力が特定の階級や一部の人々の利益のために国民の犠牲を強いるものにすぎないならば、公共政策も所詮はそうした人々のための政治の道具にとどまると言うべきであろう。他方、公共政策が経験科学としての一翼を担いうるものと期待されるならば、国家権力を正当化する論拠がなければな

らない。本節では、過去の主要な国家論を振り返りながら、この問題の解明を試みたい。

プラトン、アリストテレス以来の国家論の歴史において、国家権力の問題を、神学的、宗教的拘束から解き放して、初めて論理的に考察したのは T. ホブズであろう。その著『リヴァイアサン』(1651年)において、彼はまず人間の本性を次のように考える。

人間は生まれながらにして平等である。自然は、人間を、次のような意味で、身心の諸能力において平等に造った。すなわち、明らかに他の人より肉体的、精神的に優れた人間をとっても、その差異は、総じて、彼がその優秀さの故に要求しうるすべての利益を、他の人が彼と同様に主張してはならないほど大きなものではない。……

この能力の平等から、われわれの目標達成についての、すなわち希望についての平等性が生まれる。そしてそれ故に、だれか2人が同じものごとを欲し、しかも、ともにそれを享受することができないとすると、彼らはお互いに敵となり、彼らの目標に至る途上で、相手を亡ぼそうと、または屈服させようと努力する。すなわち、平等から不信が生じ、不信から戦争が生ずる。……

さらにまた、人々は、彼らのすべてを威圧する力がないところでは、仲間を作ることを喜ばない。というのは、各人が、彼自身について行なうのと同じ高さの評価を、彼の仲間が彼に対してなすことを求めるからである。そして軽視や過小評価にあうと、より大きな評価を強奪しようとする。

それゆえにわれわれは、人間の本性の中に、争いの3つの主要な原因を見出すのである。第1は競争であり、第2は不信であり、そして第3は誇りである。

かくして、次のことは明らかであろう。すなわち、人々が彼らをすべて威圧しておく共通の力なしに生活している時代には、彼らは戦争と呼ばれる状態にあるのであり、かかる戦争は、各人の各人に対するそれである。⁽¹⁰⁾

しからば、このような事態を避けるにはどうすればよいか。この問題に対して、ホブズは、同書の第2部において、次のように答えている。

人々が彼ら自身に対するある種の抑制を導入する際の、彼らの究極の原因、目的あるいは意図は、彼ら自身の維持についての、そしてそのことによるより満足な生活についての洞察である。言い換えれば、悲惨な戦争状態から彼ら自身を解放することについての洞察であって、その戦争状態とは、すでに明らかにしたとおりの、人間の生まれつきの情念の必然的帰結である。⁽¹¹⁾

注(10) T. ホブズ (水田洋訳) 『リヴァイアサン (I)』 (岩波文庫) pp. 199~203.

(11) ホブズ前掲邦訳 (II), p. 27.

人々を外国人の侵入や相互の侵害から防衛し、それによって彼らを保全して、彼らが自己の勤労と土地の収穫とによって自己を養い、満足して生活できるようにするという、そのような能力のある共通の権力を樹立するためのただ1つの道は、彼らのすべての権力と実力とを、1人の人間または人々の合議体に与えることであり、そして多数意見によって、彼らのすべての意志を1つの意志とすることである。……すなわち、私は信約によって、この人に、あるいは人々のこの合議体に対して、私自身を統治する私の権利を正当化しかつ委譲するが、それは、あなたも同様にあなたの権利を彼に与え、彼のすべての行為を正当化する、という条件においてである。こうして1つの人格に統一された群衆はコモン・ウェルスと呼ばれるが、これがリヴァイアサンすなわち「可死の神」の生成であり、われわれは、(自然という)不死の神のもとで、われわれの平和と防衛については(国家という)可死の神の庇護に浴しているのである。…

コモン・ウェルスは1つの人格であって、彼の諸行為は、群衆が各人の相互の信約によって彼ら自身の行為と認めたものであり、それは、コモン・ウェルスが、彼らの平和と共同防衛に好都合だと考えるところに従って、彼らのすべての実力と手段とを利用しようようにするためにほかならない。そして、この人格を担うものは主権者と呼ばれ、主権者権力をもつとされるのであり、他のすべての者は彼の臣民である。⁽¹²⁾

国民が、お互いの信約によって、みずからの権力と実力とを委譲したものとするホッブスの国家権力論は、今日なお十分傾聴に値するものをもっている。もとより、そうして生成した国家(commonwealth)を、共同の善(common good)を体現する1つの人格とみなし、国民を彼の臣民(subject)とみなすといった主張には、形而上学的色彩がなお色濃く残っているし、またこうした国家論が絶対王制を正当化する上で大きな役割を果たしたことも否めないが、それは時代の制約と云うべきであろう。その後、ホッブスの理論に含まれるこのような形而上学的な側面を払拭し、経験科学としての批判に耐えうる国家論を展開したのは、M. ウェーバーとも親交の厚かったG. イェリネックである。彼は大著『一般国家学』(1900年)において、それをおよそ次のように述べている。

すなわち、ホッブスの国家論の基礎にある信約(contract, 契約)は、国民相互間の社会契約であると同時に、国家に対しては服従契約であって、国民と国家の間の法的な契約ではない。法のないところに契約もありえないからである。したがって、たとえ国民が国家に反抗しても、それは国民相互間の契約を破ることはあっても、国家との契約を破るということにはなりえない。それ故、国家権力もいわば契約の理念によって正当化されているにすぎず、結局のところ、権力に服する者が

注(12) ホッブス前掲邦訳(II), pp. 33~34.

自己に対する国家の支配に同意を与える、というのがホッブスの言う契約の本来の意味であろう、とイエリネックは言う⁽¹³⁾。

さらにイエリネックによれば、そのような強制力を国家に委譲することを正当化するためには、孤立した人間によるだけでは、実際上みずからの生活目的の達成さえ不可能なこと、そして個人個人の利己的な目的も、個人の意志を共同の利益に導くような法秩序が存在してはじめて達成可能なことについて、共通の認識がなければならぬ。すなわち、相互依存的な経済交流の中で個々の利害はおのずと調和されると考えたり、あるいは人間の理性や精神的な資質によって、法的強制がなくても、社会的規範が十分に働くと考えれば、国家権力を正当化する論拠はない。しかし現実には、多くのユートピアンや無政府主義者の願望にもかかわらず、そのような理想郷はこの世には出現しなかった。また、たとえ社会主義社会において、物的生産手段の私有が集団所有に変わっても、人間の倫理的劣性のために、人身や自由に対する侵害は絶えないであろうし、無制限の強制権を有する国家の経済活動に対する指令がなくては、社会そのものの存続が不可能であろう、とイエリネックは主張する⁽¹⁴⁾。彼の洞察は、その後の歴史によってそのまま証明されている、と言っても決して過言ではあるまい。

国家権力の正当性に関する以上のような理解は、例えば H. ラスキによっても、そのまま踏襲されている。彼もまた、人々に対して服従を強制する権力を国家に与えるのは、国家によって支配される人々の同意であるとし、しかも、「ある国家の成員がその政策に具現される諸目的に対し根本的に同意しているときには、強制的な側面は背景に退くものである。さらに、政府を批判する人々に対して、その政府に割り当てられた任期が終ったとき、代って権力の地位につきうる公平な機会を与えるような立憲国家にあっては、強制的側面はやはり支配的にはみえないであろう⁽¹⁵⁾」と述べている点は注目し得る。

このように、国家権力の論理的基礎を国民の同意に求めるとしても、個々具体的な政策目的について国民の合意が得られるとはかぎらないし、またその判断が正しいという保証もない。しかし、そのこととこれまでの議論とははっきり区別すべきであって、上述のホッブス以来の議論は、あくまでも国家権力一般についてのものである。そして、現代の民主国家において、国民の大多数がこの点について同意を与えていることは、やくざやゲバ学生の世界を除くと、実力のある者も自己救済を慎み、生命、財産、自由等が侵されたときには国家権力に救済を求めているという事実によって、十分傍証されていると言ってよいであろう。

注(13) G. イェリネック (芦部信喜他訳) 『一般国家学』 p. 163.

(14) イェリネック前掲邦訳, pp. 179~80.

(15) H. ラスキ (石上良平訳) 『国家—理論と現実—』 p. 10.

4. 公共政策における価値判断

公共政策は、以上のような論拠で正当化される国家権力を背景に、政府によって遂行される経済政策である。そして政策論であるかぎり、個々の政策目的の設定に関して価値判断とかかわりをもたざるをえないことは繰り返すまでもない。

もとより、個々の価値判断が客観的で万人に納得されるという保証はなく、そもそも個人の人格と密接不可分の価値判断を、合理性といった論理的規準で律すること自体、人格の尊厳を傷つけるものと言うべきであろう。そうした神々の争いは、本来多数決原理にもなじまないと言うべきであって、公共政策の目的や手段の選択が政治的プロセスに委ねられざるをえないとしても、価値判断の処理という点からするならば、それは極めて便宜的な措置にとどまることを知らねばならない。もとより、政府が政策施行の責任を負っている以上、便宜的措置によっても解決をはからなければならぬ理由は十分認められるが、だからと言って、価値判断の扱いに関する論理的な帰結が等閑視されてよいはずはない。そこで以下では、これまでの議論を踏まえて、公共政策における価値判断のあり方に関する若干の結論をまとめて結びとしたい。

まずもって、確かに価値判断は個々人の人格に根差すという意味で主観的であり、しかも軽々しく優劣をつけるべきものではないが、しかし、公共政策の具体的な目的としてそれを取り上げるべきか否かということになれば、話はおのずと別である。ひとたび政策目的として取り上げられると、たちどころに人々に対する強制力を認められる以上、たんに神々の争いとして、他の価値判断と等しく扱って済ませるわけにはいかないからである。別言すれば、公共政策の目的として取り上げるにふさわしい価値判断と、それに値いしない価値判断とがあるはずで、その区別は、公共政策が国家権力を背景に一般国民に対して強制力を有するという理由のために、特別重要な意味をもつものと言わなくてはならない。

とするならば、次には当然、公共政策の目的として取り上げるに値いする価値判断と、それに値いしない価値判断を判定する基準は何かが問題になる。私見によれば、この点についても事実判断の場合と同様に、何よりもまず、価値判断自体の、そして他の価値判断や事実判断との間の論理的整合性が問われなければならないし、第2には、その価値判断を取り上げることの歴史的、社会的意味が検討されなければならない。そして第3に、そのような価値判断にもとづく政策を一般国民に強制することによって生ずるかもしれない付随的な効果にも目を向ける必要があるだろう。少なくともこうした条件を満たしてはじめて、公共政策の目的として取り上げるに足る価値判断と言えるのであって、これは、気賀健三先生が「合理的善」⁽¹⁶⁾という言葉でつとに強調されているところと何ら

注(16) 気賀健三『社会的進歩の原理』第9章。

公共政策と価値判断

本質的な差異はない、と私は考えている。

最後に、公共政策の目的としての価値判断の適否を判定する主体は誰か、という問題が残されている。もしわれわれが価値判断にも上述の意味での合理性を求めようとするならば、国民による多数決が決して真の解決策たりえないことをまずもって銘記しなければならない。多数の判断が合理的だという理由は何もないからである。したがって、誰かにその判断を委ねなければならないが、国民の代りに政府と言い直すことも説得的ではない。政府が国民よりもつねに適切な判断を下すという保証もないからである。しからば、具体的に誰がそれを行なうべきか。そのような役割こそ、優れた判断力と洞察力とを有する専門家が担うべきものであり、彼らの判断は、彼らにそれを委任した政府の判断として、国民もまたそれに服すべきものと私は考えたい。事実判断についてはもとより、価値判断についても、その正否や適否を論じようとするかぎり、よくそれを判断しうる人々の決定に従うのが最も賢明であり、しかも、もって生まれた才能によるにせよ、その後の教育によるにせよ、そうした判断力や洞察力について、人々の間に無視できない差異のあることは、疑うべからざる事実だからである。A. C. ピグーが、消費者主権にもとづく個人々の経済活動を政府が矯正すべき論拠として、彼らの「⁽¹⁷⁾将来を見透す能力」(telescopic faculty)の欠如を強調するの⁽¹⁷⁾も、R. A. マスグレイヴが価値欲求を満たすために政府のパターナリスティックな配慮を期待するの⁽¹⁸⁾も、基本的にはこのような認識にもとづくものと言ってよいであろう。

《参考文献》

- [1] 青木昌彦「公共経済学の課題」(建元正弘、渡部経彦編『現代の経済学(2)』、日本経済新聞社、1970年)。
- [2] Bator, F. M., "The Anatomy of Market Failure" (*Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1958).
- [3] Baumol, W. J., *Welfare Economics and the Theory of the State*, 1st ed., 1952.
- [4] Coase, R. H., "The Problem of Social Cost" (*Journal of Law and Economics*, Oct. 1960).
- [5] Hobbes, T., *Leviathan*, 1651 (水田洋訳『リヴァイアサン』岩波書店、1954年)。
- [6] Hotelling, H., "The General Welfare in relation to Problems of Taxation and of Railway and Utility Rates" (*Econometrica*, VI, 1938).
- [7] Jellinek, G., *Allgemeine Staatslehre*, 1900 (芦部信喜他訳『一般国家学』、学陽書房、1974年)。
- [8] 気賀健三『社会的進歩の原理』、塙書房、1956年。
- [9] 熊谷尚夫『経済政策原理』、岩波書店、1964年。
- [10] Laski, H. J., *The States in Theory and Practice*, 1935 (石上良平訳『国家—理論と現実—』岩波書店、1952年)。
- [11] Mead, J. E., "External Economics and Diseconomies in a Competitive Situation" (*Economic Journal*, Mar. 1952).
- [12] Musgrave, R. A., *The Theory of Public Finance*, 1950 (木下和夫監訳『財政理論』、有斐閣、1961~65)。

注(17) A. C. ピグー (気賀健三他訳)『厚生経済学 (I)』pp. 30~34.

(18) R. A. マスグレイヴ (木下和夫監訳)『財政理論 (I)』p. 12, pp. 18~20.

- [13] Myrdal, G., *The Political Element in the Development of Economic Theory*, 1955 (山田雄三, 佐藤隆三訳『経済学説と政治的要素』, 春秋社, 1967年)。
- [14] Pigou, A. C., *The Economics of Welfare*, 4th ed. 1932. (気賀健三他訳『厚生経済学』, 東洋経済新報社, 1953~55年)。
- [15] Robbins, L., *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, 1932 (辻六兵衛訳『経済学の本質と意義』, 東洋経済新報社, 1957年)。
- [16] 塩野谷祐一「公共経済学と国家の理論」(季刊現代経済, 1971年12月)。
- [17] Weber, M., *Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis*, 1904. (富永祐治, 立野保男訳『社会科学方法論』, 岩波書店, 1936年)。

(1974. 11. 28)

(明治学院大学経済学部助教授)